

大野城市中小企業災害融資（緊急経済対策融資）

緊急経済対策融資について、令和4年1月29日から下記のとおり認定要件を見直します。

大野城市中小企業災害融資（緊急経済対策融資）の概要

対象となる融資	大野城市中小企業融資制度規則（昭和48年規則第9号）に基づき受ける融資
ご利用頂ける方	次のいずれの要件も満たす方 ①中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号又は第5号に該当する中小企業者であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種の事業を営む方 ②市内で1年以上事業を営み、市税に滞納が無い方 ③新型コロナウイルスの影響で、申込み日の直近の1ヶ月の売上高が、 過去3年間いずれかの年の同月と比較して5%以上減少している方
使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする事業資金（設備資金、運転資金等）
融資限度額	1,000万円 ※限度額内であれば借換及び複数利用可能
返済期間	10年以内（据置期間1年以内）
利率	1.3%（別途市補助制度あり）
保証料	県信用保証協会の規定に基づく保証料（別途市補助制度あり）
取扱い金融機関	福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、十八親和銀行、佐賀銀行、佐賀共栄銀行
申し込み先	大野城市商工会 住所：大野城市瓦田2-6-12 電話：092-581-3412
利子補助 保証料補助 に関する 問い合わせ先	大野城市ふるさとにぎわい課 住所：大野城市曙町2-2-1（市役所新館3階） 電話：092-580-1894、1895

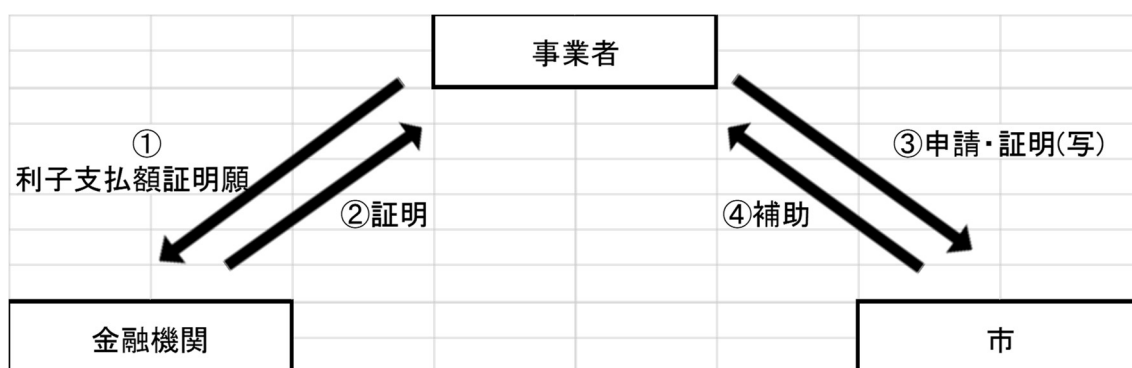
※利子補助、保証料補助については、請求可能な時期がきましたら、事業者の方へ市から直接案内いたします。

概要については裏面をご参照ください。

利子補助及び保証料補助の概要

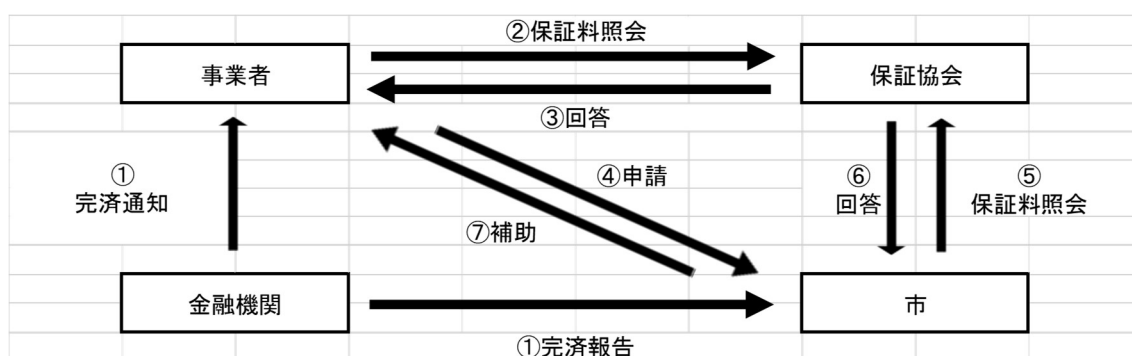
	利子補助金	保証料補助金
対象者	両補助金の対象者は以下のいずれにも該当する方 ア：申込日から引き続き市内に主たる事務所を有し、かつ、同一の事業を営んでいた方（市外居住者は、地方税法の規定に基づく均等割額が課されている方） イ：市税に滞納がない方 ウ：暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体のいずれにも該当しない方	
	当該融資に係る利子を支払った方	当該融資を全額返済し、かつ、当該融資に係る保証料を完納した方
補助金額	当該融資に対する借入金の利子として支払った額（※1）	当該融資に係る保証料として福岡県信用保証協会に対して支払った額（※2）
申請期間	1年分の利子を支払った日又は当該融資の完済日から1年以内	当該融資の完済日から1年以内

【利子補助の流れ】



（※1）・融資の申込日から継続して市内に主たる事務所を有し、かつ同一の事業を営んでいた期間に支払った利子に限ります。

【保証料補助の流れ】



（※2）・還付金がある場合は、その還付金を差し引いた額となります。